

# ご存知ですか？

## 食品の遺伝子組換え表示



商品を選ぶうえで重要な情報である遺伝子組換え表示もルールがきちんと決まっています。

### 義務表示の対象となる食品

#### <農産物8種類>

大豆  
とうもろこし  
ばれいしょ  
なたね  
綿実  
アルファルファ  
てん菜  
パパイヤ



#### <加工食品33種類>

例

豆腐・油揚げ類  
納豆  
みそ  
コーンスナック菓子  
ポップコーン  
ポテトスナック菓子



など

#### (義務表示の例)

大豆 (遺伝子組換え)

大豆 (遺伝子組換え不分別)

など

遺伝子組換え食品の安全性は、  
国が科学的な根拠をもとに判断しています。

安全性についての詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

厚生労働省 遺伝子組換え

検索

# 「遺伝子組換えでない」という任意表示は 2023年4月から厳格化されます

きちんと分けて管理(分別生産流通管理)をしている  
大豆・とうもろこし、それらを原材料とする加工食品の場合

- 遺伝子組換えの混入がないと認められる場合



遺伝子組換えでない

など

と表示できる

- 意図しない混入が5%以下の場合



表示例

原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています

大豆(分別生産流通管理済み)

など



**遺伝子組換えの混入がないと認められる場合のみ、  
「遺伝子組換えでない」と表示できます！**

遺伝子組換え表示の詳細は、消費者庁ウェブサイトをご覧ください

消費者庁 遺伝子組換え

検索

静岡県でも商品の表示が適正であるかどうかを  
調査・確認しています。